

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2024年4月25日210号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

屋根工事の点検商法のトラブル

2. 消費生活緊急情報第90号

「屋根工事トラブル注意報不安をあおる点検商法にご注意！」

3. 5月は消費者月間です！

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

屋根工事の点検商法のトラブル

【相談事例】

○突然、業者が訪問してきて、屋根の補修工事をしてはどうかと提案された。業者は金額が書いていない契約書を示し、工事費は300万円と言うので、高額なので契約できないと伝えた。しかし、翌日、業者が再び訪れ、300万円と165万円の見積書を持参したので、165万円で契約し、契約書に記名押印をした。

その後、知人に相談したところ高すぎるのではないかとわれ、考え直した結果、契約をやめることとした。その旨業者に伝えたところ、契約書に記名押印しているので契約をやめることはできないと言われたが、工事費が高額なのでやめたい。(70歳代 男性)

【消費者へのアドバイス】

○全国の消費生活センター等に寄せられる「屋根工事の点検商法」に関する相談が増加しています。

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し、「屋根瓦がずれているため点検してあげる」と言って点検した後、「このままだと瓦が飛んでご近所に迷惑がかかる」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。

令和4年度の屋根工事の点検商法に関する相談件数は過去5年で最も多くなり、平成30年度の約3倍になっています。また、契約当事者の8割超が60歳以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。悪質な業者は巧妙なトークで消費者に近づき、本来消費者が望んでいない高額の屋根工事を契約させています。

- ・突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・屋根工事はすぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう。
- ・保険金を利用できるというトークには気をつけましょう。
- ・クーリング・オフ等ができる場合もあります。

○少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターや警察へ相談しましょう！

消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

○公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅のリフォーム工事に関するトラブルや工事費用等に関する相談を受け付けています。

「住まいるダイヤル」：0570-016-100/03-3556-5147

<https://www.chord.or.jp/>

〈参考資料〉

・独立行政法人国民生活センター

「屋根工事の点検商法のトラブルが増えていますー典型的な勧誘トークを知っておくことで防げます！ー」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231011_1.html

2. 消費生活緊急情報第90号

「屋根工事トラブル注意報。不安をあおる点検商法にご注意！」

訪問販売による屋根工事の点検商法に関する相談は大変多くなっています。今般、「近所で工事をしている。シンナー臭いと苦情があったので挨拶に来た。」等とって突然訪問し、「屋根瓦がずれているので無料で点検してあげる。」等と言って点検した後、「このままだと瓦が飛んで近所に迷惑をかける。」等と不安をあおり、高額な契約をさせるという事例が寄せられています。

契約者の多くが、日中在宅する機会が多い高齢者であり、悪質な業者は言葉巧みに消費者に近づき、本来消費者が望んでいない高額な屋根工事を契約させます。

このような業者には、くれぐれもご注意ください。

詳しくは、茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活なび」をご覧ください。

『消費生活緊急情報』

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyosyose/navi/warning/emergent.html>

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

3. 5月は消費者月間です！

令和6年度の消費者月間の統一テーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。

デジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものなのか考えましょう。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解や、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高め、自立した消費者をめざしましょう。

【お知らせ】パネル展示を実施します。

日時：令和6年5月1日15時から5月9日10時まで

場所：県庁2階 県政広報コーナー2

県庁にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■